

令和3年度静岡県企業向け自殺対策人材養成事業 業務委託先募集要項

静岡県が発注する、令和3年度静岡県企業向け自殺対策人材養成事業業務委託に関する業務の企画提案の募集については、関係法令に定めるもののほか、この募集要項によるものとする。

1 実施目的

県内企業の在勤者、人事労務担当者等に対し、ゲートキーパー養成研修を行うとともに、自殺防止に資する講演等を行い、企業における自殺防止対策を促進する。

2 委託業務名

令和3年度静岡県企業向け自殺対策人材養成事業業務委託

3 委託業務の内容

別紙1「仕様書」のとおり

4 委託費

930,000円 上限（税込）

5 委託契約の期間

契約の日から令和4年3月25日まで

6 応募資格

以下の（1）から（6）までの要件をすべて満たす者であること。

- （1）静岡県内に本社又は営業所等の業務拠点を有する者であること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- （3）国又は地方公共団体との契約に関して、指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- （4）直近1年間において、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- （5）会社更生法（昭和27年法律第172号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）による手続をしている者でないこと。
- （6）次のアからオまでのいずれかにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にあつては当該個人をいい、法人である場合にあつては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう）。

以下各号において同じ。)が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下各号において同じ。))であると認められる者

イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

7 参加表明書、応募申込書、業務計画書、企画提案書及び見積書に係る注意事項

本プロポーザルに参加を希望する者は、**別紙2「応募について」**のとおり参加表明書、応募申込書、業務計画書、企画提案書及び見積書を提出する。

8 選考

別紙3「選定について」のとおり、書面審査及び企画提案方式による随意契約

9 応募書類提出先・問い合わせ先(平日午前9時から午後5時まで)

静岡県 健康福祉部 障害者支援局 障害福祉課 精神保健福祉班

住所 〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 西館2階

電話 054-221-2435

F A X 054-221-3267

E-mail seisin@pref.shizuoka.lg.jp